

# 綾部市新型コロナウイルスに係る 中小企業等消毒費補助金

新型コロナウイルス感染症により、事業所等の消毒が必要となった市内事業者の事業継続を支援します。

## ■対象者

次のいずれにも該当する方

- (1) 市内に事業所等の事業拠点を有する法人、団体及び個人事業主
- (2) 市税に滞納がない又は市税の徴収猶予等の特例措置を受けている

## ■対象経費

保健所の指示に基づき事業等で実施した消毒に要した費用

(消費税及び消費税相当額を含まない)

## ■補助金額

消毒の実施1回につき上限**20万円**

## ■申請方法

次の書類を郵送により、綾部市商工労政課へ提出してください。

- (1) 綾部市新型コロナウイルスに係る中小企業等消毒費補助金交付申請書兼請求書
- (2) 保健所が交付する消毒実施措置書等、補助対象事業であることを証する書類
- (3) 消毒に要した費用の領収書等

**提出期限**は、消毒に要した費用を支払った日から**30日以内**

申請書は市ホームページからダウンロードできます

■綾部市新型コロナウイルスに係る中小企業等消毒費補助金

<https://www.city.ayabe.lg.jp/kogyo/sangyo/kogyo/syodoku.html>

提出・問い合わせ先

綾部市商工労政課 〒623-8501 綾部市若竹町8-1

■電話:42-4264(平日:午前8時30分~午後5時15分)

■メール:syokorosei@city.ayabe.lg.jp